

令和4年度朝日町木質バイオマス燃焼器設置支援事業補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 町長は、森林資源の有効活用や持続可能な循環型社会の実現と地球温暖化の抑制を図るため、朝日町補助金等の適正化に関する規則（昭和58年規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付の対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げるいずれにも該当するものとする。

- (1) 居住する住宅又は、町内事業所に薪ストーブ又は、ペレットストーブの設置を行う者
- (2) 補助金申請時において、町内に住所を有するもの。ただし、町内に住所を有しない場合は、完了報告から1年以内に町内に居住するもの
- (3) 補助金申請年度の3月31日まで完了報告書を提出できる者
- (4) 町税等に滞納がない者

(交付対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ストーブ本体の購入費用
- (2) ストーブ設置に要する経費
- (3) 煙突等の配管に係る経費

(補助金額)

第4条 補助金額については、次の各号に掲げるものとし、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において1世帯につき1回に限って交付する。

- (1) 補助対象経費の3分の1以内で10万円を上限額とする。
- (2) 補助金の算定に当っては、1千円未満の端数は切捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着手前に、朝日町木質バイオマス燃焼器設置支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 内訳がわかる工事の見積書（写）
- (3) 設置するストーブのカタログ（写）
- (4) 住宅又は事業所の位置図及び平面図
- (5) 着工前写真
- (6) 町税の納税証明書
- (7) 誓約書（別紙様式）
- (8) その他町長が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第 6 条 町長は、前条に規定する交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を適正と認めた場合は、申請者に対して朝日町木質バイオマス燃焼器設置支援事業補助金交付決定通知書（様式第 3 号）を通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第 7 条 申請者は、真にやむを得ない事情で申請内容を変更又は取り下げの場合は、朝日町木質バイオマス燃焼器設置支援事業補助金交付変更（取り下げ）承認申請書（様式第 4 号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 変更内訳がわかる見積書（写）
- (3) 変更内容が確認できる図面
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 規則第 7 条第 1 項第 1 号イに規定する軽微な変更とは、補助金額の増減がない工事等の変更とする。

（変更等の承認）

第 8 条 町長は、前条に規定する承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、変更内容又は取り下げを適正と認めた場合は、申請者に対して朝日町木質バイオマス燃焼器設置事業支援補助金交付変更（取り下げ）承認通知書（様式第 5 号）を、変更内容を不適正と認めた場合は、交付変更不承認通知書（様式第 5-1）を通知するものとする。

(完了報告書)

第9条 申請者は、工事が完了した場合は、事業完了後30日を経過する日又は交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに、朝日町木質バイオマス燃焼器設置支援事業補助金完了報告書(様式第6号)に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第2号)
- (2) 写真(工事施工中及び工事完了後)
- (3) 領収書(写)または支払金額が照明できる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 申請時において、町内に住所を有していない場合は、町内に転入後の住民票若しくは次年度(ただし、完了報告日から1年以内)に居住予定場合は確約書(様式第7号)を同条第1項に添えて提出しなければならない。

(補助金の確定)

第10条 町長は、前条に規定する事業完了報告書の提出があった場合は、その内容を審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告を適正と認めた場合は、申請者に対して朝日町木質バイオマス燃焼器設置支援事業補助金確定通知書(様式第8号)を通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 申請者は、前条に規定する確定通知書を受けた場合は、速やかに朝日町木質バイオマス燃焼器設置支援事業補助金請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第12条 町長は、申請者が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りやその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき
- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 確約書に違反したとき
- (4) その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付対象者が、既に補助金の交付を受けている場合は、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。